

調書番号
4

事業名 納税奨励事務費 財務コード(事業) 006801

細事業名 石油商業組合活動費補助金

担当部課室 総務 部 税務 課 課税 担当(内線) 2212

事業の概要

実施期間	始期 S46 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	補助(山梨県石油商業組合)		
事業の目的	誰(何)を対象に	その対象をどのような状態にして	結果、何に結びつけるのか
	軽油引取税の特別徴収義務者(元売業者、特約業者)及び石油販売業者	不正軽油流通防止と適正な納税が促進されている。	軽油引取税の税収確保
事業の内容 主に 24年度	特別徴収義務者及び石油販売業者等を構成員とする団体が実施する会員への指導啓発事業及び販売軽油等試買検査事業への補助	特別徴収義務者、石油販売業者を対象に研修会を実施(年4回 出席者延べ180名)	特別徴収義務者、石油販売業者を対象に研修会を実施(年4回 出席者延べ180名) 長年にわたり適正な納税を行った者を表彰(表彰者20名) チラシ、ポスターを作成・配付し、不正軽油の防止など品質管理のPRを実施(ポスター3,000枚、チラシ5,000枚を作成、配付)不正軽油の流通防止を図るため、会員の販売する軽油の試買検査を実施(検査回数528回)
	補助事業者 山梨県石油商業組合 補助対象事業 特別徴収義務者等研修事業 特別徴収義務者表彰事業 品質管理推進事業 販売軽油等試買検査事業	特別徴収義務者、石油販売業者を対象に研修会を実施(年4回 出席者延べ180名) 長年にわたり適正な納税を行った者を表彰(表彰者20名) チラシ、ポスターを作成・配付し、不正軽油の防止など品質管理のPRを実施(ポスター3,000枚、チラシ5,000枚を作成、配付)不正軽油の流通防止を図るため、会員の販売する軽油の試買検査を実施(検査回数528回)	
根拠法令等	軽油引取税特別徴収義務者の県税徴収確保指導推進事業補助金交付要綱 軽油引取税特別徴収義務者の県税徴収確保指導推進事業補助金実施要領		

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	23年度	24年度		25年度	26年度	事業目標の考え方	
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値		
活動指標	販売軽油等試買検査の実施	591回	502回	528回	500回	500回	活動指標 目標設定の考え方 組合員数(251)×2回を目安としている。 データの出典等 補助金交付申請書 補助金実績報告書
	活動指標達成率(実績値/目標値)		105.2 %				
成果指標	軽油引取税徴収率(現年) [= 収入額(現年) ÷ 調定額(現年)]	99.6%	99.6%	99.7%	99.7%	99.7%	成果指標 目標設定の考え方 軽油引取税徴収率(現年)は、ほぼ100%に近い数値で推移していることから、現状の徴収率を維持していく。また、会員からの不正軽油の発生を0件とする。 データの出典等
	成果指標達成率(実績値/目標値)	0	0	1	0	0	
決算額、予算額	3,900		3,900	3,900	2,830	成果指標によらない成果	
(千円) うち一財額	3,900		3,900	3,900	2,830		
所要時間(直接分)	20 時間		18 時間	18 時間	18 時間		
所要時間(間接分)	0 時間		0 時間	0 時間	0 時間		
所要時間計	20 時間		18 時間	18 時間	18 時間		
人件費コスト単位:千円 (@2,050円×所要時間)	41		37	37	37		

これまでの事業の見直し・改善状況

H11年度 ~ 販売軽油等試買検査事業の追加

活動量と成果の判断(平成24年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)

数値判定 H24年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)

数値判定 H24年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 必ず記入すること
	b	軽油引取税の現年徴収率は100%に近い数値で推移している。また、不正軽油流通防止においても、元売業者、特約業者、石油販売業者による不正軽油案件は1件のみの発生に留まっており、意図した効果を上げている。

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

見直しの必要性(平成26年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)

見直しの必要性	説明	以外の判断項目
有	特別徴収義務者表彰事業については、適正な申告納税に対する意識の高揚を図ることを目的としているが、長年の実施により定例化しており、「意識の高揚を図る」効果が薄れてきていると考えられることから、補助対象としないことも含め、あり方を検討する。	m

・「以外の判断項目」の欄
必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) 官or民(f.民間等実施) 官の役割分担
(g.市町村等へ移管) 効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価

見直しの必要性	説明	以外の判断項目
有	特別徴収義務者等研修事業については、県として支援していく部分と業界の自助努力で実施する部分を精査、県として支援する部分(税制・不正軽油に関する事等)に内容を特化させ、回数を減らすことを検討する。特別徴収義務者表彰事業については、廃止を検討する。	m

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

見直しの方向(平成26年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
一部廃止	特別徴収義務者等研修事業については、県として支援していく部分と業界の自助努力で実施する部分を精査、県として支援する部分(税制・不正軽油に関する事等)に内容を特化させ、回数を4回から2回に減らす。特別徴収義務者表彰事業については、廃止する。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止(施設については「譲渡）」、「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。

自主点検シート(事業の内容及び所要時間)に関する附属資料【様式2】

所属名: 税務課

細事業名: 石油商業組合活動費補助金

調査番号: 4

事業の内容を 細分化した 業務名	具体的な業務 プロセス(手順)	業務の 時期 (フロー)	H24 所要 時間 (h)	H25 所要 時間 (h) A	H26 所要 時間 (h) B	縮減等 B - A	具体的業務の 見直しの内容	見直しに至った理由等 (または見直しなしの理由等)
1 交付申請書の 確認・交付決 定	申請書の受理・審査	4月～6月	6	6	6	0		補助金の交付に必要な処理であるため
	交付決定処理	4月～6月	2	2	2	0		補助金の交付に必要な処理であるため
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
(小計)			8	8	8	0		
2 実績報告書の 確認・額の確 定	実績報告書の受理・審査	翌年4月	8	8	8	0		補助金の交付に必要な処理であるため
	額の確定処理	翌年4月 ～5月	1	1	1	0		補助金の交付に必要な処理であるため
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
(小計)			9	9	9	0		
3 補助金の交付	支出命令書の作成		1	1	1	0		補助金の交付に必要な処理であるため
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
(小計)			1	1	1	0		
所要時間 (計)			18	18	18	0		

(留意事項)

- 1 事業を細分化した業務名は、事務事業を構成する業務ごとに細分化し、その業務名を記載すること。
- 2 具体的な業務プロセス(手順)は、できる限り多くのプロセスを記載すること。
- 3 業務の時期は、業務のフローがわかるように具体的な業務プロセスごとに記載すること。(毎月、四半期ごとの業務等は、その1サイクルの期間を記載すること。)
- 4 各年度の所要時間(計)は、事務事業自主点検シートの「事業の目標、実施状況等」の「所要時間計」と一致すること。
- 5 具体的業務の見直しの内容は、わかりやすく簡潔に記載すること。(県民から見て分かりやすい表現とすること。)なお、見直しがない場合は、「なし」と記載すること。
- 6 見直しに至った理由または見直しなしの理由は、詳細に記載すること。(具体的な業務プロセスごと、または細分化した業務ごとに記載すること。)
- 7 適宜、業務内容に合わせ、行を加除して記載すること。(複数ページ可)

軽油引取税について

納める人

特約業者、元売業者から軽油を現実に引き取った人

(この税金は、特約業者や元売業者が、軽油を現実に引き取った人から代金と一緒に受け取り、県に納める。)

元売業者.....軽油の製造業者、輸入業者または販売業者で、総務大臣が指定したもの

特約業者.....元売業者と契約して継続的に軽油の供給を受け、これを販売する業者で、知事が指定したもの

納める額

1キロリットルにつき.....32,100円

(1リットルにつき32円10銭)

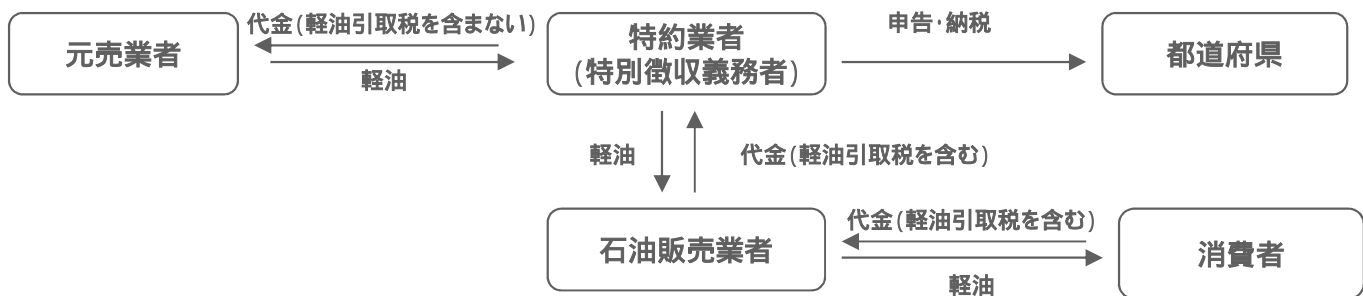
申告と納税

特約業者または元売業者が特別徴収義務者として、軽油の納入地の所在する県に毎月分を翌月末日までに申告し、納める。

免税

農業、林業、鉱物の掘採事業など法律で定められた特定の用途に使用される軽油は、課税が免除される。

軽油引取税の流れ(例)



課税地:元売業者、特約業者から軽油の引取りを行う場合の軽油の納入地
(上記の場合は石油販売業者の事業所が所在する都道府県)

不正軽油について

不正軽油とは、軽油に課される税金を逃れることを目的として、軽油に灯油などを混ぜて軽油と称して販売・使用する軽油のことをいう。

不正軽油は脱税行為

軽油には、1リットル当たり32円10銭の軽油引取税が課税されていますが、不正軽油の原材料となる灯油やA重油などには課税されておらず脱税となる。

不正軽油は大気汚染の一因

不正軽油をディーゼル車の燃料として使用すると、排気ガス中のPM(粒子状物質)やNOx(窒素化合物)を増加させ、大気汚染の原因となる。

不正軽油は不法投棄の一因

不正軽油の製造過程で排出される硫酸 ピッチなどの産業廃棄物は、ほとんどが不法投棄されており、全国的に問題になっている。

不正軽油はエンジン損傷の一因

不正軽油を使用するとエンジン本来の性能が発揮できなくなるほか、不具合や損傷の原因となることがある。

不正軽油は市場競争を阻害

不当に廉価な不正軽油が流通することにより、公正な市場競争が阻害される。